

公益財団法人所沢市公共施設管理公社ホームページ広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人所沢市公共施設管理公社（以下「公社」という。）ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の位置)

第3条 広告の掲載位置は、公社がインターネット上に公開しているホームページのトップページ画面で、公社が指定する位置とする。

(広告の規格等)

第4条 バナー広告の1枠の規格は、縦50ピクセル、横180ピクセル、容量4キロバイト以内、GIFまたはJPG形式とする。

2 バナー広告のデザイン及び色彩等は、ホームページのデザインと調和がとれたものであって、かつ、アクセシビリティ等を配慮したものでなければならない。

(広告の掲載基準)

第5条 次に掲げるものに係る広告は、掲載しない。

- (1) 公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号）に規定する暴力団その他の反社会的団体及びその構成員の活動のために利用するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 公の秩序に反するおそれのあるもの
- (6) 個人及び法人（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者）の前年度までの市税等を完納していないもの
- (7) その他広告として掲載することが妥当でないと公社が認めるもの

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は原則として1か月を単位とし、公社と広告掲載者が協議して定めるものとする。

2 掲載始期は、原則として当該広告を掲載する月の初日の午前8時30分とする。

3 掲載終期は、原則として当該広告を掲載する月の末日の午後5時とする。

4 前2項の規定にかかわらず、掲載始期及び掲載終期が次の各号に掲げる日に当たるときは、公社が別に定める。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（広告の掲載希望者の募集）

第7条 広告の掲載希望者の募集は、ホームページに掲載して公募するものとする。

（広告の掲載申込み）

第8条 広告の掲載希望者は、公益財団法人所沢市公共施設管理公社ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により、公社に申込みものとする。

2 公社は、前項に規定する申込書に、当該広告に関する営業許可書、免許証、納税証明書等広告掲載の可否を決定する上で必要と認める書類を添付させることができるものとする。

（広告掲載の決定）

第9条 公社は、第5条の規定に基づき掲載の可否を決定する。

2 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に公益財団法人所沢市公共施設管理公社ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 広告の申込みが当該広告枠数を超えた場合は、原則として抽選により決定する。

（広告原稿の作成及び提出）

第10条 広告の掲載希望者は広告原稿を公社が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告の掲載希望者の責任及び負担で作成する。

（広告掲載料）

第11条 広告の掲載料は、1枠につき、1か月当たり次の表のとおりとする。

掲載期間	月額掲載料（税込）	割引率
1～5か月	2,500円	0%
6～11か月	2,250円	10%
12か月（1年）	2,000円	20%

（広告掲載料の納入）

第12条 広告の掲載が決定した者（以下、「広告主」という。）は、広告掲載料を公社の指定する期日までに、一括して納入するものとする。

(広告掲載料の還付)

第13条 納入された広告掲載料は還付しない。ただし、公社が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 広告の掲載期間中、公社の都合によりホームページの公開を停止した場合は、その停止期間に応じて掲載期間を延長するものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 公社は、広告主または広告の内容等が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿提出がないとき
- (3) 広告主、広告の内容、またはリンク先のホームページの内容等が、各種法令に違反し、若しくは違反する恐れがあるとき、またはこの要綱に違反するとき
- (4) その他、広告掲載が適切でないと公社が判断したとき

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は自己の都合により、公社ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

(広告主の責任等)

第16条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関して損害を被ったという請求があった場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

3 広告主は、広告内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを公社に対して保障するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、ホームページの広告掲載に関し必要な事項は、公社が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。